

こども家庭庁と関係 3 法について

I. 両法律等の制度化の趣旨

国「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和 3 年 12 月 21 日閣議決定)



こども政策を強力に推進し、少子化を食い止め、一人ひとりの子どもの Well-being を高め、社会の持続的発展を確保し、こどもまんなか社会を目指すため、司令塔としてこども家庭庁を創設し、こども基本法を制定するもの。

2. こども家庭庁

(1) 関係 3 法

- ・こども家庭庁設置法(令和 4 年法律第 75 号)
- ・こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和 4 年法律第 76 号)
- ・こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)

(2) 概要

こども家庭庁 → 内閣府の外局として設置 トップは「こども家庭庁長官」
(所掌事務)

① 分担管理事務

- ・子育て支援に関する基本的な政策の企画立案
- ・母子養育支援や子育て支援体制の整備、妊産婦や母性福祉の増進関すること
- ・子どもの安全、安心な環境整備に関する基本的な政策の企画立案
- ・子どもの保健の向上、虐待防止、いじめ防止対策、子どもの権利利益の養護
- ・こども大綱の策定、推進

② 内閣補助事務

- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備と少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画立案及び総合調整
- ・こども・若者育成支援
(審議会の設置)
 - ・こども家庭審議会の設置(こども政策に関する重要事項等を審議)

(3) 関係法律の整備

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴う関係法律の改正
児童福祉法・身体障害者福祉法・生活保護法・地方交付税法・社会福祉法・児童扶養手当法・母体保護法・民生委員法・医療法・母子及び父子並びに寡婦福祉法・母子保健法・児童虐待防止法・次世代育成支援対策推進法他

(4) 施行日 令和 5 年 4 月 1 日

3. こども基本法の概要

(1) 法律の趣旨と定義

憲法・子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

【定義】

こども→心身の発達の過程にある者をいう。

こども政策→・新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期からおとなになるまでのこどもに対する健やかな支援施策

- ・子育てに伴う喜び実感できる社会の実現に資するため就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援施策

- ・家庭における養育環境その他子どもの養育環境の整備に関する施策

(2) 国の役割

こども大綱を定めることとされている。

(3) 地方公共団体の責務

国及びその他の地方公共団体と連携を図りつつその区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定

(4) 市町村の役割

国のことども大綱を基に「市町村こども計画」の策定(努力義務)

4. こども家庭庁及び関係法律の制定により市町村に求められる対応

(1)妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期からおとなになるまでの一連の成長過程における切れ目のないサービスの提供と相談支援の充実

(2)子どもの困難(貧困・虐待等)は様々な要因が複合的に絡むことから子どもに係る横断的な相談・支援や保護者支援体制の構築と無園児(未就園児)の実態把握と実態に応じた効果的な対応(現在こども家庭庁準備室では無園児の実態把握を進めている)

(3)地域資源を活用する中での子どもの居場所づくりの提供やアウトリーチ型支援(訪問支援活動)の充実策の構築

(4)地域に応じたこども政策の企画・立案

(5)市町村こども計画の策定

市町村子ども子育て支援事業計画・市町村次世代育成支援行動計画・市町村子どもの貧困対策計画等との整合性確認必要